

愛西市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

愛西市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、愛西市内における地域の社会課題の解決及び地域活性化に資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力して、それぞれの人的・物的資源等を活かした協創による社会課題の解決等を図り、市民の安全・安心な暮らし及び市民サービスの向上等を推進することを目的とする。

なお、乙においては別記に定める郵便局が本協定を実施する。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、関係法令等に反しない範囲で、かつ、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 市のイメージアップに関すること
- (2) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- (3) 地域経済活性化に関すること
- (4) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (5) ダイバーシティ推進に関すること
- (6) S D G sの推進・普及啓発に関すること
- (7) その他、地方創生に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、随時協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲と乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 甲又は乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から2025年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙のいずれからも書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して変更又は解除を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2025年 1月20日

甲 愛知県愛西市稲葉町米野308番地
愛西市
市長
日永 貴章（自署）

乙 愛知県愛西市鰯江町郷裏103番地
日本郵便株式会社 永和郵便局
局長
山本 規貴（自署）

愛知県津島市松原町25番地2
日本郵便株式会社 津島郵便局
局長
平野 修（自署）

別記

永和郵便局	海部立田郵便局	佐屋郵便局	佐織勝幡郵便局
八開郵便局	西川端郵便局	藤浪駅前郵便局	津島郵便局